

令和元年度 災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」
箕面市トイレトレーラー特記仕様書

1 購入品目

トイレトレーラー

※詳細は別紙トイレトレーラー仕様書のとおり

2 納入期限等

- (1) 納入期限 令和2年3月31日（火曜日）
（納入期限の延長又は短縮は、協議により決定する。）
- (2) 納入場所 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市総務部市民安全政策室
- (3) 納入台数 1台

3 一般事項

- (1) 申請及び登録関係
次の書類（写）を提出すること。
 - ア 車両譲渡証明書
 - イ 物品売買契約書
 - ウ 完成写真（前後左右上部）
- (2) その他
新規登録について、法令等適合するよう受注者が責任をもって解決することとし、登録費用は受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償保険、重量税、検査登録（法定費用）及びリサイクル料については、受注者又は車両登録業者が一時立替えをし、当市へ別途請求（一般請求書）するものとする。なお、自動車損害賠償保険期間は25ヶ月とすること。

4 検収

- (1) 車両納入時に当市の指定する場所にて行う。
- (2) 車両納入時、次の書類（各3部）を提出すること。
 - ア 自動車検査証（写し含む）
 - イ 自動車損害賠償責任保険証明書（写し含む）
 - ウ 自動車保管場所証明申請書（写し含む）
 - エ 納入内訳書
 - オ 車両、装備品及び積載品等の保証書
 - カ 車両取扱説明書
 - キ その他市で指示するもの
- (3) 車両納入時に各設備の予備の鍵を2本ずつ納入すること。

5 車両管理

納入前、車両に損傷等をしたときは、当市に速やかに連絡し受注者が一切の責任を負うこと。

6 点検・保証

保証期間は納入完了の日から起算して1年間とする。ただし、保証期間終了後といえども、使用期間中における素材、設計、組立て等の不備による故障、破損等の欠陥を認めた場合は、受注者がすべて無償で修理等を行うこととする。

7 故障等対応

受注者は、保証期間中に車両及び資機材に故障等が発生し、当市から連絡を受けた時は、直ちに技術者等を派遣し、当市が指定する期間内に運用可能な状態とすること。

8 車両ラッピングについて

車両の4面（前後左右）にラッピングを施工するものとする。ラッピングデザインについては、車両後面には、支援者の氏名、事業所名をその数に応じて、フォントサイズを調整し配置するものとする。その他の面については、ラッピング施工業者と当市において十分に協議して決定するものとする。

9 その他

完成した車両の回送費用、試験及び車両の取扱技術指導に伴う費用は、全て受注者が負担すること。